

農地法第3条許可申請から許可までの流れと添付書類について

志布志市農業委員会

許可までの流れ

1. 事前相談・申請についての説明

申請内容について、農業委員会事務局・各分室へご相談下さい。

2. 申請書提出

申請書に記入漏れがないか、添付書類に不足がないかをご確認の上、農業委員会事務局・各分室へ提出してください。申請締め切りは毎月月末です。(月末が土日・祝祭日の場合はその前の開庁日になります。12月は締め切りが早くなります)

3. 書類審査・現地調査

事務局・各分室で書類審査後、地区担当委員による調査があります。

4. 農業委員会総会にて審議

毎月20日前後に開かれる農業委員会総会にて、許可基準に適合するか審査し、許可・不許可を決定します。

5. 許可書交付

総会での審査結果に基づき、許可指令書(不許可通知書)を交付します。申請者の方へご連絡しますので、ご足労ですが、申請受付をした農業委員会事務局・各分室までお越しください。

添付書類について

書類名	備考
申請地の登記事項証明書	全部事項証明書に限る (法務局曾於出張所で交付を受けて下さい)
住民票の写し	世帯全員のもの、本籍を省略していないもの
耕作証明書等	農地の権利取得者が市外居住者の場合は志布志市外の経営面積がわかる耕作証明書等が必要です。
営農計画書	新規就農・市外居住者・取得後50a未満の場合
誓約書	取得後50a未満の場合
定款又は法人の登記事項証明書	法人が農地の権利を取得する場合
戸籍附票又は前住所記載の住民票の写し	土地の登記事項証明書の所有者住所が現住所と異なる場合
確約書	申請地が耕作放棄地だった場合
その他参考となるべき書類	農業委員会が必要と認めて提出を求める場合があります

提出先及び問合せ先

志布志市農業委員会 事務局(有明庁舎2階) 電話 099-474-1111(内線 223)

志布志分室(志布志庁舎4階) 電話 099-472-1111(内線 474)

松山分室(松山庁舎1階) 電話 099-487-2111(内線 255)